

山梨県公報

第二千五百四十号

平成二十七年

九月三日

木曜日

目次

告示

○土地改良区の定款の一部変更の認可……………五九七
○県営土地改良事業計画の変更……………五九七

公告

○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………五九七
○平成二十七年後期技能検定の実施……………六〇〇
○国土調査の成果の認証……………六〇三
○落札者の決定について……………六〇四

告示

山梨県告示第二百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十七年八月二十五日徳島堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十七年九月三日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県告示第二百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(身延北部地区中山間地域総合整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年九月三日

山梨県知事 後藤 斎

変更後の県営土地改良事業計画書の写し
縦覧期間
平成二十七年九月三日から同年十月五日まで
縦覧場所
身延町役場
異議申立期間
平成二十七年十月六日から同月二十日まで

公告

●指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年九月三日 山梨県知事 後藤 斎

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町成島字大日向四一七八、字廣河原四〇三六、四〇三七	芦川清兵衛
南巨摩郡南部町成島字中草四二二五の一	白鳥喜代治、諏訪教夫、西島大次郎、志村甲子朗
南巨摩郡南部町内船字相ノ山一三四三〇、一三四三三、一三四三三の内一	木内源寛
南巨摩郡南部町内船字相ノ山一三四三三	石川恭、石川孝之、石川とみ、笠井嘉一郎、笠井きさ、笠井廣教、木内新太郎、木内とも、木内のぶ、木内兵四郎、木内昌一、木内豊、四條顯晃、倭田長松

南巨摩郡南部町内船字白水一三二九五	木内久夫
南巨摩郡南部町内船字白水一三二九八	高橋洋子
南巨摩郡南部町内船字白水一三二九九から一三三〇一まで	佐藤正名

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年七月二十七日山梨県告示第二百五十三号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年九月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字樋口四五六四	佐野喜一
南巨摩郡身延町一色字樋口四五六六の二	佐野寿彦

南巨摩郡身延町釜額字小屋ノ沢六八四の二	赤池直
南巨摩郡身延町釜額字保山六三三の三	赤池清一
南巨摩郡身延町釜額字保山六三三の四	赤池宗信
南巨摩郡身延町岩欠字江路二八〇、二八一	渡辺一二三
南巨摩郡身延町岩欠字江路二八二、字左口四三二、四三二から四三五まで	渡辺泰匡
南巨摩郡身延町市之瀬字三ツ澤二二三一	伊藤喜作、小林彰、小林一吉、小林兼吉、小林金重、小林義一、小林競、小林堯義、小林孝太郎、小林榮、小林定治郎、小林幸前、小林重太郎、小林政一、小林孝喜、小林保、小林保正、小林直孝、小林實、小林至一、櫻田牛松、櫻田要、櫻田貫一、櫻田吉甫、桜田潔、櫻田仙治、櫻田忠作、壁谷輝憲、矢野勇、矢野治甫、山宮朝光
南巨摩郡身延町上田原字入沢五六二	二宮六一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年八月三日山梨県告示第二百六十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年九月三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字宮ノ脇一四〇四	無限責任共和村一色負債整理組合
南巨摩郡身延町一色字古宿一四八一、一四八九	古屋敏明
南巨摩郡身延町一色字古宿一四八二	無限責任共和村一色負債整理組合、古屋利江
南巨摩郡身延町一色字古宿一六〇二	古屋忠
南巨摩郡身延町一色字大子五一九五	依田かい子
南巨摩郡身延町一色字大子五一九六、五一九七、五二〇〇	依田敏雄
南巨摩郡身延町一色字大子五二二一、五二二六から五二一九まで	願光院

南巨摩郡身延町一色字大子五二二三

長田扶美子、長田照敏

南巨摩郡身延町釜額字草多二〇三一の二

赤池きく江、赤池公本、赤池十茂枝、赤池政弘、伊藤義暁、伊藤久一、伊藤政則、伊藤宗晴、伊藤安清、伊藤義則、太田花子、齊藤信明、高木せき、田中弘、土橋清孝、土橋猛、土橋ます子、内藤孝夫、内藤つぎ、内藤次男、内藤美忠、望月をそ、山口千代松、渡辺王位、渡辺清十郎、渡辺正子、若狭勝元、若狭重雄

南巨摩郡身延町三沢字塩貝八八八、八九一の四

村重咲子

南巨摩郡身延町三沢字大石五三五二、五三五四、五三五五

望月進

南巨摩郡身延町三沢字大石五三八五

桐戸齋

南巨摩郡身延町三沢字大石五三八三の二、五三八四

桐戸徹

南巨摩郡身延町常葉字出口入三九八〇

堀内喜敏

南巨摩郡身延町常葉字出口入四〇七一、四〇八一

堀内敬次郎

南巨摩郡身延町杉山字菅久保四八六

小林知則

南巨摩郡身延町切房木字瀧脇一五七六、字坊屋敷二八〇

龍泉寺

南巨摩郡身延町大磯小磯字中塚二二九二

伊藤本家

- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十七年八月三日山梨県告示第二百六十二号

● 平成二十七年後期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十七年九月三日

山梨県知事 後 藤 斎

一 実施職種

1 特級

特級の検定職種のうち後期（平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。

2 一級及び二級

一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法 ロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
金型製作	プレス金型製作・金属プレス加工法	プレス金型製作作業
工場板金	機械板金加工法 数値制御タレットパンチプレス板金加工法	機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業
金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
機械検査	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造法 集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
光学機器製造	光学機器組立て法	光学機器組立て作業
空気圧装置組立て	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし

婦人子供服製造
婦人子供既製服製造法
婦人子供既製服縫製作業

石材施工
石材加工法
石材加工作業

パン製造
なし
なし

建築大工
なし
なし

かわらぶき
なし
なし

配管
建築配管施工法
建築配管作業

型枠施工
なし
なし

鉄筋施工
なし
鉄筋組立て作業

コンクリート圧送
なし
なし

防水施工
アスファルト防水施工法 合
成ゴム系シート防水施工法
塩化ビニル系シート防水施工
法
アスファルト防水工事作業 合
成ゴム系シート防水工事作業

カーテンウォール
なし
なし

機械・プラント製
図
機械製図法
機械製図CAD作業

電気製図
なし
なし

印章彫刻
木口彫刻法
木口彫刻作業

塗装
鋼橋塗装法
鋼橋塗装作業

3 三級

三級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法 シーケンス制御法	配電盤・制御盤組立て作業 シーケンス制御作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
冷凍空気調和機器 施工	なし	なし
家具製作	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
テクニカルイラスト レーション	なし	テクニカルイラストレーション CAD作業
機械・プラント製 図	なし	機械製図CAD作業

電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし

4 単一等級

単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
電子回路接続	なし	なし
樹脂接着剤注入施工	なし	なし
工	なし	なし
バルコニー施工	なし	なし

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十七年十二月二日(水)から平成二十八年二月十四日(日)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

平成二十七年十一月二十五日(水)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

職種

実施期日

<p>1 一級及び二級 機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型 枠施工 三級 電気機器組立て 配管</p>	<p>平成二十八年一月二十四日(日)</p>
<p>1 特級 铸造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造</p> <p>2 一級及び二級 さく井 金型製作 工場板金 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 パン製造 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 印章彫刻</p> <p>3 三級 機械加工 電子機器組立て 時計修理 冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図 貴金属装身具製作</p> <p>4 単一等級 バルコニー施工</p>	<p>平成二十八年二月七日(日)</p>
<p>1 一級及び二級 金属ばね製造 半導体製品製造 プリント配線板製造 光学機器製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 塗装</p> <p>2 三級 機械検査 プリント配線板製造 プラスチック成形 建築大工 テクニカルイラストレーション 電気製図</p> <p>3 単一等級 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工</p>	<p>平成二十八年二月七日(日)</p>

- (二) 実施場所
甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター
- 四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) (2)に該当する者以外の者
一万七千九百円

(2) 三級を受検する者のうち次のア又はイに該当する者
一万千九百円

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、大学（同法

第八十条第二項に規定する短期大学を含む。）若しくは高等専門学校、同法

第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百二十四条第一項に規定する各

種学校に在学する者

イ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項

に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業能

力開発総合大学校又は同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事業主

等が設置する職業訓練施設において職業訓練を受けている者（職業に就いて

いる者及び職業能力開発促進法施行規則第九条に規定する短期課程の普通職

業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている

者を除く。）

(二) 学科試験
三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

平成二十七年十月五日（月）から同月十六日（金）まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求めるときは、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十四分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知

合格者については、平成二十八年三月十一日（金）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

◎ 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十七年九月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査を行った者の名称
甲府市

二 調査を行った時期
平成二十五年五月二十三日から平成二十六年九月二十二日まで

三 成果の名称

四 地籍図及び地籍簿
調査を行った地域

甲府市朝氣一丁目及び朝氣二丁目の全域並びに同市青沼二丁目及び青沼三丁目の各一部

五 認証年月日

平成二十七年八月二十六日

公安委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年九月三日

山梨県警察本部長

飯 利 雄 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 初動捜査活動支援システム路上装置
数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県警察本部刑事部刑事企画課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年八月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社J E C C 営業本部長 村上 春生
(二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 五千七百六十七万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十七年七月九日